

日本の女性差別をなくすために できること ～女性差別撤廃条約から学ぶ～

「家庭科は男女が共に学ぶ科目」「男女雇用機会均等法」「母親が日本国籍であれば子どもは日本国籍が与えられる」…今では当たり前のことですが、これらのことは1985年、国連の「女性差別撤廃条約」を日本が批准するために、女性の人権の改善として整えられたものです。

「男女平等ランキング(世界ジェンダーギャップ指数)2020」で日本は153カ国中121位。まだまだ「男女平等」とは言えません。女性差別撤廃条約の目的や各国の現状を学び、条約を活かすため、まだ日本が批准していない「選択議定書」のことなど、一緒に考えてみませんか。

令和3年(2021年)

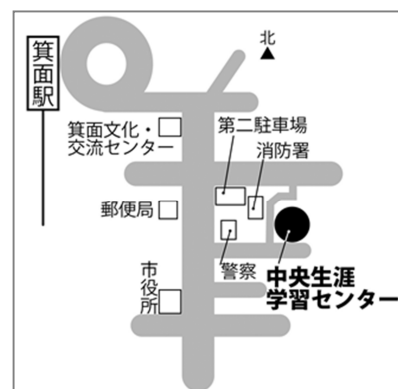
1月23日(土) 午後2時～午後4時

場 所： 中央生涯学習センター3階 講座室

講 師： 宮地 光子さん(弁護士)

【アクセスマップ】

- ◆参加費：無料
- ◆定 員：40名(申込順)
- ◆申込み方法：1月4日(月)から電話(平日8:45-17:15)、FAX、メールで受付
- ◆一時保育：5名(申込順) **※要電話予約**・利用無料
 - ・保育対象年齢：1歳半～就学前
 - ・保育受付期間：1月4日(月)～15日(金)
- ◆手話通訳・要約筆記あり



※お車でお越しの場合は、箕面駅前第二駐車場(30分100円)等をご利用下さい。

お申込み・お問合わせ先

箕面市人権文化部人権施策室

【電話】072-724-6720

【FAX】072-725-8360

【E-mail】jinkeninfo@maple.city.minoh.lg.jp

メール申込



箕面市統一キャンペーン

